

日本赤十字社
新型インフルエンザ等対策業務計画



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社

令和7年4月

目次

第1章 総則

- 第1節 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的
- 第2節 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針
- 第3節 業務計画の運用

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制
- 第2節 情報収集・共有体制
- 第3節 関係機関との連携

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
- 第2節 発生時の人員計画
- 第3節 感染対策の検討・実施

第4章 その他

- 第1節 教育・訓練
- 第2節 計画の見直し

第1章 総則

第1節 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

日本赤十字社は、新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、指定公共機関として、他団体と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

日本赤十字社新型インフルエンザ等対策業務計画（以下「業務計画」という。）は、特措法の規定に基づき、日本赤十字社の新型インフルエンザ等への対策の内容及び実施に関する事項を定め、的確かつ迅速な対策に資することを目的とする。

第2節 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、赤十字病院をはじめ、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

第1 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。また、流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、インフルエンザ対応等に力点を置いた診療体制の構築や地域の医療機関との連携等によって医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

第2 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

本社及び各支部・施設での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。また、事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第3節 業務計画の運用

第1 計画の所掌範囲

本計画における日本赤十字社の新型インフルエンザ等対策業務は、次の業務とする。

- 1 医療サービスの確保
- 2 血液製剤の供給
- 3 その他新型インフルエンザ等対策に必要な業務

第2 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に応じた意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までを準備期、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対応方針が定められ、これが実行されるまでを初動期、基本的対応方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまでを対応期、という3つの発生段階に分類している。

この3つの発生段階は、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、予防や準備などの事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けて構成されており、また、対応期については、4つの時期に区分される。

日本赤十字社は、各施設の機能・役割に応じて、国、各都道府県、地域の医療体制に協力するとともに、業務計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令された場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

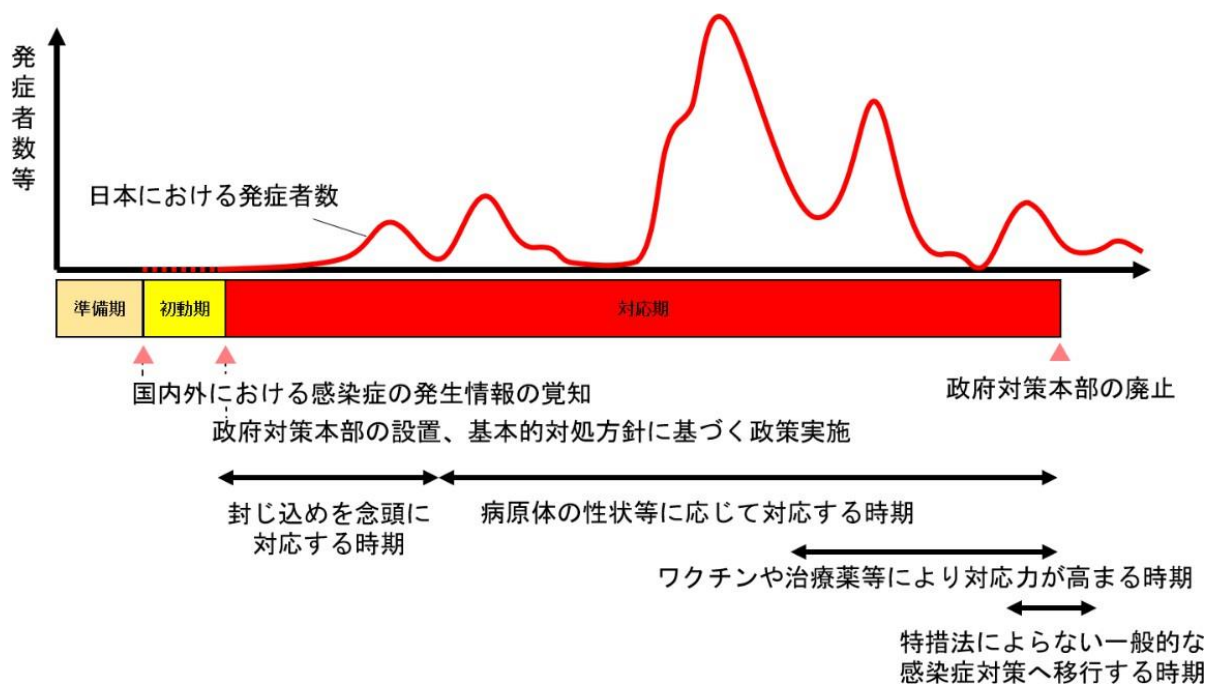
< 発生段階 >

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までの状態
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでの状態
対応期	基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまでの状態

< 対応期の区分 >

区分
<p>封じ込めを念頭に対応する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
<p>病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

< 新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ >



※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1 準備期

1 業務計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

2 体制の整備及び関係機関との連携強化

(1) 社長は、日本赤十字社における取組体制を整備・強化するために、本社に日本赤十字社新型インフルエンザ等対策委員会（以下「本社対策委員会」という。）を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。

(2) 社長は、国、都道府県、市区町村、指定（地方）公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

3 国際間の連携

社長は、新型インフルエンザ等の発生時に国際赤十字・赤新月社連盟等と速やかに情報共有できる体制を整備する。

第2 初動期

1 社長は、国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに対策委員会を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、日本赤十字社の初動対応方針について協議・決定する。

2 厚生労働大臣が、感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により、政府対策本部を設置したときは、社長は、業務計画で定めるところにより、本社において社長を本部長とする日本赤十字社新型インフルエンザ等対策本部（以下「本社対策本部」という。）を直ちに設置するとともに、その会議を開催し、その対応状況等について確認するとともに、基本的対応方針（特措法第18条）に基づく日本赤十字社の対応方針を全支部・施設に指示する。

第3 対応期

1 社長は、国が基本的対応方針を変更し、これを公示したときは、直ちに本

社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し決定のうえ、本社及び支部・施設間の連携を強化し、柔軟かつ全社一体となった対策を推進する。

- 2 社長は、国が対応期の区分に応じた対策の切替え等により基本的対処方針を変更し、これを公示したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し、その都度、全支部・施設に指示する。
- 3 社長は、特措法第 21 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく本社対策本部会議を開催し、本社対策本部を廃止する。
- 4 社長は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、業務計画、ガイドライン等の見直しを行う。この場合において、必要に応じて本社対策委員会を開催し、これまでの各段階における対策に関する評価、見直しに関する意見を聴く。

第 2 節 情報収集・共有体制

- 第 1 社長は、国、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。
- 第 2 社長は、地域における対策の現場となる支部・施設及び関係機関等と緊急に情報を共有できる体制を構築する。
- 第 3 社長は、職員の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法について決定しておく。

第 3 節 関係機関との連携

社長は、新型インフルエンザ等対策業務実施にあたり連携が必要となる関係機関のリストアップを行い、発生時における連携方法について検討しておく。

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

新型インフルエンザ等対策として、社長及び各支部・施設の長は施設ごとに次の業務を行う。

第 1 節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

第 1 本社業務

社長は次の業務を行う。

1 準備期

- (1) 業務計画の作成・見直し

- 特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務計画の策定を行い、本社職員及び支部・施設に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた業務計画についてもその都度周知する。
- (2) 本社新型インフルエンザ等対策マニュアルの作成・見直し
- 業務計画の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等発生時の本社における業務内容等を規定した「新型インフルエンザ等対策マニュアル（以下「対策マニュアル」という。）」の策定を行い、本社職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてもその都度周知する。
- (3) 新型インフルエンザ等対策マニュアル作成のためのガイドラインの作成・見直し
- 各支部・施設における対策マニュアル作成のための「日本赤十字社新型インフルエンザ等対策マニュアル作成のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の策定を行い、支部・施設に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされたガイドラインについてもその都度周知する。
- (4) 体制の整備及び関係機関との連携強化
- 日本赤十字社における取組体制を整備・強化するために、本社対策委員会を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、国内外の関係機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- (5) 備蓄品の検討、備蓄の実施
- 職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。
- (6) 情報収集
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

2 初動期

- (1) 情報の集約・共有・分析及び初動対処方針について協議・決定
- 国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに本社対策委員会を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、日本赤十字社の初動対処方針について協議・決定する。
- (2) 対処方針等の支部・施設への指示
- 厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表し、内閣総理大臣が政府対策本部を設置したときは、本社対策本部を直ちに設置するとともに、

その会議を開催し、予め決定された対処方針等を確認のうえ、基本的対処方針に基づく日本赤十字社の初動対処方針を全支部・施設に指示する。

(3) 業務計画等の見直し

本社対策委員会及び本社対策本部会議において、対処方針等に変更等がある場合には、必要に応じて業務計画、ガイドライン等の見直しを行い、本社職員及び全支部・施設に周知する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

3 対応期

(1) 本社及び支部・施設間並びに関係機関等との連携強化

国が基本的対処方針を変更し、これを公示したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき対策を決定のうえ、本社及び支部・施設間のほか、関係機関等と相互に連携を強化し、柔軟かつ全社一体となった対策を推進する。

(2) 対処方針、対策等の見直し及び支部・施設への指示

国が対応期の区分に応じた対策の切替え等により、基本的対処方針等を変更し、これを公示したときは、直ちに本社対策本部会議を開催し、対処方針、対策等を見直し、その都度、全支部・施設に指示する。

(3) 業務計画等の見直し

本社対策本部会議において、対処方針等に変更等がある場合には、必要に応じて業務計画、ガイドライン等の見直しを行い、本社職員及び全支部・施設に周知する。

(4) 対策等の評価、業務計画等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、業務計画、ガイドライン等の見直しを行う。この場合において、必要に応じて本社対策委員会を開催し、これまでの各段階における対策に関する評価、見直しに関する意見を聴く。

(5) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

第2 支部業務

各支部長は次の業務を行う。

1 準備期

(1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、支部における業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、本社に提出する。

(2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、本社、管下施設のほか、地域の関係機関と平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

2 初動期

(1) 情報の集約・共有・分析及び初動対応方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、支部における初動対処方針について協議・決定する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて支部における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

3 対応期

(1) 本社及び支部・施設間並びに関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社及び管下赤十字施設間のほか、地域の関係機関等と相互に連携を強化し、対策を推進する。

(2) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、支部に

においても対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて支部における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(4) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等を見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(5) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

第3 医療施設業務

各医療施設長は次の業務を行う。

1 準備期

(1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、医療施設における業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、本社に提出する。

(2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

取り組み体制を整備・強化するために、医療施設に新型インフルエンザ等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。事業継続計画の策定においては、新型インフルエンザ等緊急事態において、患者が適切な医療を受けられるよう医療提供体制を整備する。また、本社、支部、都道府県等の地域の関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

必要となる医療資器材（個人防具、人工呼吸器等）や増床の余地に関して、あらかじめ準備・整備する。また、抗インフルエンザウイルス薬等を計画的に備蓄する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

2 初動期

(1) 情報の集約・共有・分析及び初動対処方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、医療施設に新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、医療施設における初動対処方針について協議・決定する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて医療施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

3 対応期

(1) 本社及び支部・施設間並びに都道府県等の関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、対策本部会議を開催し、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社及び支部、都道府県等の地域の関係機関等と相互に連携を強化し、対策を推進する。

(2) 対応方針、対策等の見直し

対策本部会議を開催し、本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて医療施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(4) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等の見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについては、本社に提出する。

(5) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努

める。

第4 看護師養成施設業務

各看護専門学校長は次の業務を行う。

1 準備期

(1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等発生時の看護専門学校（以下「学校」という。）における業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、本社に提出する。

(2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

取り組み体制を整備・強化するために、学校設置病院と合同で対策委員会を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、本社、支部、学校設置病院のほか、地域の関係機関等と平素からの情報交換、連携体制の確認等を実施する。

(3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

教職員及び学生の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

(4) 予防知識等の周知

教職員及び学生は、日頃から新型インフルエンザ等の発生に備えた予防や対策について、対策マニュアル等により理解を深めておく。

(5) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

2 初動期

(1) 情報の集約・共有・分析及び初動対処方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、学校設置病院と合同で対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、学校における初動対処方針について協議・決定する。

(2) 休校措置の検討及び休校措置に向けての準備

発生地域や発生状況に関する情報を収集して、休校措置の時期を検討する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて学校における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

3 対応期

(1) 本社、支部、学校設置病院及び学校間並びに関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、学校設置病院と合同で対策本部会議を開催し、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社、支部、学校設置病院、学校間のほか、地域の関係機関等と相互に連携を強化し、対策を推進する。

(2) 対応方針、対策等の見直し

学校設置病院と合同で対策本部会議を開催し、本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 休校措置の検討・実施

国・都道府県等関係当局からの情報等に注意を払い、対策委員会は計画した手順に従い速やかに休校等の措置を講じる。

(4) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて学校における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(5) 休校措置等解除にかかる対応

国・都道府県等関係当局の方針等に基づき、休校措置等の解除に向けて対応する。

(6) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等の見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについては、本社に提出する。

(7) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

第5 血液センター業務

各血液センター所長は次の業務を行う。

1 準備期

(1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等発生時の血液センターにおける業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、地域血液センターにおいては管轄するブロック血液センターに、ブロック血液センターにおいては、本社に提出する。

(2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、本社、ブロック血液センター、地域血液センター及び支部間のほか、地域の関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

献血者受入れに必要なマスク、手指消毒剤等の備品や非接触型体温計等の対策関連機器の整備・点検を行う。

また、血液供給担当者等が使用する防護服セット等についても、整備・点検を行う。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

2 初動期

(1) 情報の集約・共有・分析及び初動対応方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、血液センターにおける初動対処方針について協議・決定する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて血液センターにおける対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、地域血液センターにおいては管轄するブロック血液センターに、ブロック血液センターにお

いては本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

3 対応期

(1) 本社、ブロック血液センター、地域血液センター及び支部間並びに関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社、ブロック血液センター、地域血液センター及び支部間のほか、地域の関係機関等と相互に連携を強化し、必要な対策を推進する。なお、各血液センター等の対応については、対策マニュアルに従う。

また、必要に応じて、地域の関係機関等と連絡及び調整を行う。

(2) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、血液センターにおいても対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて血液センターにおける対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、地域血液センターにおいては管轄するブロック血液センターに、ブロック血液センターにおいては本社に提出する。

(4) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等の見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについては、地域血液センターにおいては管轄するブロック血液センターに、ブロック血液センターにおいては本社に提出する。

(5) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

第6 社会福祉施設業務

各社会福祉施設長は次の業務を行う。

1 準備期

(1) 対策マニュアルの作成・見直し

業務計画及びガイドラインの規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等発生時の社会福祉施設における業務内容等を規定した対策マニュアルの策定を行い、職員に周知する。また、必要に応じて見直し、見直しされた対策マニュアルについてその都度周知する。

なお、対策マニュアルについては作成・見直しの都度、本社に提出する。

(2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定及びこれら対策の必要に応じた見直しを行う。また、本社、支部・施設間のほか、地域の関係機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(3) 備蓄品の検討、備蓄の実施

職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための備蓄品を検討し、備蓄及び補充を実施する。

(4) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な情報の収集に努める。

2 初動期

(1) 情報の集約・共有・分析及び初動対処方針について

本社対策本部による日本赤十字社の対処方針の指示に従い、情報の集約・共有・分析を行うとともに、社会福祉施設における初動対処方針について協議・決定する。

(2) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて社会福祉施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(3) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

3 対応期

(1) 本社及び支部・施設間並びに関係機関等との連携強化

本社対策本部の決定に基づき、予め定めた対処方針を必要に応じて変更し、対処方針に基づき、対策等を決定のうえ、本社及び支部・施設間のほ

か、地域の関係機関等と相互に連携を強化し、対策を推進する。

(2) 対応方針、対策等の見直し

本社対策本部による対処方針、対策等の見直しの指示に基づき、社会福祉施設においても対処方針、対策等を直ちに見直し、必要な対策を推進する。

(3) 対策マニュアルの見直し

業務計画及びガイドラインが見直された場合は、必要に応じて社会福祉施設における対策マニュアルの見直しを行い、職員に周知する。

なお、見直した対策マニュアルについてはその都度、本社に提出する。

(4) 対策等の評価、対策マニュアル等の見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて対策マニュアル、事業継続計画等の見直しを行う。

なお、見直した対策マニュアルについては、本社に提出する。

(5) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況等に関し、必要な最新情報の収集に努める。

第2節 発生時の人員計画

社長及び各支部・施設の長は、新型インフルエンザ等の発生により職員の出勤率が低下した場合の対策業務の継続方法について検討しておく。

第3節 感染対策の検討・実施

社長及び各支部・施設の長は、職員の新型インフルエンザ等の感染リスクを抑えるための業務実施方法を検討しておく。

第4章 その他

第1節 教育・訓練

第1 社長は、職員に対し新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策等について周知徹底するとともに、必要に応じて研修や訓練を実施する。

第2 社長は、国、関係機関等の役割について認識し、併せて日本赤十字社の新型インフルエンザ等対策業務について理解を深めるため、各機関等との合同訓練等の実施に努める。

第2節 計画の見直し

社長は、常に新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ、新型インフ

ルエンザ等対策について検証等を行い、適時適切に本計画の変更を行うものとする。